

ゴルフ賠償責任保険（ホールインワン・アルバトロス費用、
ゴルファー傷害、ゴルフ用品補償特約付帯）

ゴルファー保険



約款冊子の内容は
共栄火災ホームページでご覧いただけます。

ネットで約款! (Web約款)

地球環境を守るため、
あなたもエコしませんか?

<http://yakkan.kyoeikasai.co.jp>



ゴルフアー保険

4つの充実補償



ゴルフ賠償責任

……他人に対する賠償責任

ゴルフの練習、プレーまたは指導中、誤って他人（キャディを含みます。）にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え法律上の賠償責任を負った場合に支払限度額を限度として保険金をお支払いします。



ゴルファー傷害

……ゴルファー自身のケガ

ゴルフ場・ゴルフ練習場構内において、ゴルフの練習、プレーまたは指導中およびこれらに付随して通常に行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中、お客様ご自身が急激かつ偶然な外来の事故（注）によりケガをさせたり、そのケガがもとで亡くなられたとき、保険金をお支払いします。

（注）「急激かつ偶然な外来の事故」とは、下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性=身体の外からの作用によるもの

〈上記3項目に該当しないケガの例〉日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折、骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労、筋肉痛（反復性の原因によるケガ）、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

※既に存在していた体質的な要因や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガをされた場合、またはケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）



ゴルフ用品損害

……ゴルフ用品の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損

ゴルフ場・ゴルフ練習場構内において発生した、お客様が所有する保険証券記載のゴルフ用品の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損の損害を、保険金額を限度として時価（※）でお支払いします。

（※）「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年数などに応じた消耗分を控除した額をいいます。

（注1）ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、その他のゴルフ用に設計された物のほか、被服類およびそれらを収容するバッグ類をいいます。

ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は除きます。

（注2）ゴルフボールの盗難は、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限り保険金支払の対象となります。また、ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損は保険金支払の対象となりません。





ホールインワン・アルバトロス費用

……ホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき

ご注意

原則としてキャディを同伴していない「セルフプレー中」に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払の対象とはなりませんのでご注意ください。

※セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、ゴルフ場の使用人や全くの第三者である前または後ろの組のプレーヤー全員がホールインワンまたはアルバトロスを目撃し、署名または記名押印した証明書が得られる場合等に限り保険金支払の対象となります。(詳しくは、下記の「ホールインワンまたはアルバトロスを達成された際には次の書類が必要です。」をご参照ください。)

ゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、お客様が慣習として出費を余儀なくされる次の費用を保険金額を限度としてお支払いします。

- 贈呈用記念品購入費用
- 祝賀会費用
- 記念植樹費用
- 同伴キャディに対する祝儀 等



対象となるホールインワンまたはアルバトロスとは

- ① 9ホール以上を有する日本国内のゴルフ場(有料)で達成されたものであること
- ② パー35以上の9ホールを正規にラウンドして達成したものであること
- ③ 原則としてキャディ付で同伴競技者1名以上とラウンドして達成したものであること
- ④ 達成者がゴルフの競技または指導を職業としている方でないこと

…が条件です

ホールインワンまたはアルバトロスを達成された際には次の書類が必要です。

(1) 次の方すべてが署名または記名押印したホールインワンまたはアルバトロス証明書

① 同伴競技者(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は必要ありません。)

② そのゴルフ場の責任者

③ 被保険者(保険の補償を受けられる方)のゴルフ競技の補助者として使用したゴルフ場所属のキャディ

※ただし、次の(A)～(C)のいずれかをご提出いただける場合はキャディの署名または記名押印は必要ありません。

(A) そのゴルフ場の使用人で被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した方1名以上が署名または記名押印したホールインワンまたはアルバトロス証明書

(B) 被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に、被保険者が参加している間に達成したホールインワンまたはアルバトロスを目撃したその公式競技の参加者または競技委員1名以上が、署名または記名押印したホールインワンまたはアルバトロス証明書

(C) 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが確認できるビデオ映像等、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に立証することができることを共栄火災が認めた資料(注)

(注) 以下のような資料をいいます。

○ ゴルフ場のショートホールで開催しているイベント(「ワンオンチャレンジ」等の企画)などで、イベント会社の社員が目撃しており、署名または記名押印した証明書が得られる場合

※ 証明書必要記載事項: イベント名称、主催者またはイベント会社名称・住所・連絡先、目撃者(主催者またはイベント会社社員)氏名

○ 全くの第三者である前または後ろの組のプレーヤー全員がホールインワンまたはアルバトロスを目撃しており、署名または記名押印した証明書が得られる場合

※ 証明書必要記載事項: 目撃した時の状況、目撃者全員の氏名・住所・連絡先

(2) 費用の支払いを証明する領収書またはその代わりとなる請求書・納品書

(3) 同伴競技者のアテスト済みのスコアカード

(4) その他共栄火災が必要とする資料

ご契約タイプ

下表のQ～Gの5つのタイプの中からいずれかをお選びください。

〈保険期間:1年間〉

補償の種類		ご契約タイプ(年間保険料)				
		Q	L	K	H	G
		17,160円	9,590円	7,620円	5,800円	3,970円
ゴルフ賠償責任	支払限度額 (保険金額)	2億円	1億円	8,000万円	5,000万円	3,000万円
ゴルファー傷害		750万円	500万円	300万円	250万円	200万円
ゴルフ用品損害		35万円	25万円	20万円	15万円	10万円
ホールインワン・ アルバトロス費用		100万円	50万円	40万円	30万円	20万円

※ゴルフ賠償責任の自己負担額は0円です。ゴルフの競技または指導を職業としている方は、ホールインワン・アルバトロス費用を補償するお引受けはできません。

※上記のタイプ以外のご契約もできますので、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

ご契約の際のご注意

①告知義務(ご契約時に保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)

保険契約者には、保険契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では申込書等に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

- 保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)のゴルフプロ・職業指導者、アマチュアの区分
- 他の同種の保険契約

②死亡保険金受取人の指定

死亡保険金は原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。この契約に死亡保険金受取人を指定する場合は必ず被保険者の同意を得てください。ご契約者と異なる方を被保険者とする場合において同意のないままご契約された場合、ご契約は無効となります。

ご契約後のご注意

①通知義務(ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務)

保険契約者には、保険契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、ただちに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。ご通知がないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。この保険では申込書等に☆印が付された次の項目がご通知いただく事項(通知事項)となりますので、ご注意ください。

- 被保険者のゴルフプロ・職業指導者、アマチュアの区分

②死亡保険金受取人の変更

ご契約後、保険金受取人を変更(新たに指定する場合があります。)する場合は、取扱代理店または共栄火災までご連絡願います。この場合は、必ず被保険者の同意が必要です。

万一事故が起きたら

事故が発生したときは、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご通知ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減して支払う場合がありますのでご注意ください。

- 共栄火災が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、賠償責任事故が発生した場合には、共栄火災の担当部署からの助言に基づき、被保険者(保険の補償を受けられる方)ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。なお、共栄火災の承認を得ないで、示談を締結された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ゴルフクラブを破損・曲損された場合には、破損・曲損したゴルフクラブの現物または写真が必要です。
- ゴルフ用品が盗難にあった場合は必ず警察にお届けください。

代理請求制度について

～ ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください ～

この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお知らせいただきますようお願いいたします。

保険金のお支払いについて

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
ゴルフ賠償責任	<p>ゴルフの練習、プレーまたは指導中、およびこれらに付随してゴルフ場・ゴルフ練習場構内で通常に行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中に、誤って他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の賠償責任を負担されたとき</p>	<p>①損害賠償金:被保険者(保険の補償を受けられる方)が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額 (支払方法)被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。</p> <p>②損害防止費用:損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用および権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用 (支払方法)損害賠償金と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。</p> <p>③応急手当等費用:損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用 (支払方法)損害賠償金と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。</p> <p>④争訟費用:損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用 (支払方法)支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、損害賠償金が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。</p> <p>⑤保険会社への協力費用:保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用 (支払方法)支払限度額の外枠でお支払いします。</p> <p>⑥示談交渉費用:損害賠償責任の解決について、被保険者が共栄火災の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 (支払方法)支払限度額の外枠でお支払いします。</p>	<p>保険契約者・被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意による賠償責任/貸しクラブやゴルフ場のゴルフカート等の他人から借りたり、預かったりしている物に対する賠償責任/被保険者と同居する親族に対する賠償責任/戦争・暴動・天災などに起因する賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p>
ゴルファー傷害	<p>ゴルフ場・ゴルフ練習場構内において、ゴルフの練習、プレーまたは指導中およびこれらに付随して、通常に行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中、お客様ご自身が急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをされたり、そのケガがもとで亡くなられたとき</p>	<p>■死亡保険金:ケガを直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときは、保険金額の全額 (注)すでに、後遺障害保険金をお支払いしている場合は、保険金額からその金額を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>■後遺障害保険金:ケガを直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときは後遺障害の程度に応じて保険金額の3%~100% (注)保険期間を通じ、保険金額が限度となります。</p> <p>■入院保険金:左記の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、入院されたとき、入院日数1日につき保険金額の1.5/1000の額(ただし、事故の日からその日を含めて180日を限度とします。)</p> <p>■通院保険金:左記の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、通院されたとき、通院日数1日につき保険金額の1/1000の額。(ただし、事故の日からその日を含めて180日以内、かつ90日を限度とします。)</p> <p>なお、被保険者が通院しない場合においても、骨折等のケガをされた部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたとき(※)は、その日数について保険金をお支払いします。</p> <p>(※)著しい支障が生じたか否かの判断については、被保険者の生活態様、職種、ケガの箇所・程度、固定具の種類、固定部位、着脱の可否、業務上・日常生活上に発生している支障、医師より業務や日常生活において行うことを制限されたことなどについてお伺いし、その結果に基づき判断します。その結果、固定具を装着していても、業務上・日常生活上の著しい支障が生じているとは認められない(お支払いの対象とならない)場合があります。</p>	<p>保険契約者・被保険者(保険の補償を受けられる方)・保険金受取人の故意または重大な過失/被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為/被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失/地震・噴火・津波・戦争・暴動/むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※)のないもの (※)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
ゴルフ用品損害	<p>ゴルフ場・ゴルフ練習場構内において、お客様が所有する保険証券記載のゴルフ用品の盗難や、ゴルフクラブの破損・曲損による損害が発生したとき</p>	<p>保険金額を限度として、用品の損害を時価(※)でお支払いします。 (※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年数などに応じた消耗分を控除した額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価または修繕費のいずれか低い金額をお支払いします。</p>	<p>保険契約者・被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意または重大な過失/火災の際における盗難/自然消耗、性質による変質/置き忘れ・紛失/戦争・暴動・天災/ゴルフボールのみの盗難</p> <p style="text-align: right;">など</p>

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用	日本国内のゴルフ場で、ホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき	保険金額を限度として、下記の費用をお支払いします。 ■ 同伴競技者、友人などへの贈呈用記念品購入費用： ただし、次の費用を除きます。 ①貨幣・紙幣 ②有価証券 ③商品券等の物品切手 ④プリペイドカード（ホールインワンまたはアルバトロスを達成を記念して特に作成したプリペイドカードはお支払いの対象となります。） ■ 祝賀会費用 ■ ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に対する記念植樹費用 ■ 同伴キャディに対する祝儀	被保険者（保険の補償を受けられる方）がゴルフ場の経営者または使用人（臨時雇いを含みます。）の場合、そのゴルフ場で達成したもの

※1 ①の保険金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。

※2 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、次のア・イのいずれかに該当する額を保険金としてお支払いします。（golfer傷害、ホールインワン・アルバトロス費用を除きます。）

ア.他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額（※）

イ.他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{損害額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$$

※3 他の保険契約等がある場合においては、次のア・イに掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。（ホールインワン・アルバトロス費用の場合）

ア.他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（※）

イ.他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{それぞれの支払責任額が最も高い保険契約または共済契約の支払責任額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$$

（※）支払責任額とは、保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

ご注意

- このパンフレットは「golfer傷害」の概要をご説明したものです。詳しい内容につきましては、「重要事項説明書」および「ご契約のしおり」をご覧ください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。
- 代理店は保険会社との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、代理店と締結して有効に成立した契約については、保険会社と直接契約されたものとなります。
- 賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。
- ご契約の際には、保険申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。

商品内容・契約内容に関するお問い合わせは

商品内容・契約内容に関するお問い合わせ、各種手続き・保険料のお見積りは、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。

保険に関する苦情・ご相談は

共栄火災への苦情（ご相談等）はお客様相談室にご連絡ください。

0120-719-250（無料） 受付時間：平日の午前9:00～午後6:00

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808（ナビダイヤル - 通話料有料） 受付時間：平日の午前9:15～午後5:00

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

もしも事故が起ったら…

すみやかに取扱代理店もしくは下記までご連絡ください。

0120-044-077（無料） 24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 TEL: (03) 3504-0131 (代)
 ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp>

お問い合わせ先